



26大店立審第5号
平成26年8月25日

高知県知事 様

高知県大規模小売店舗立地審議会会長



平成26年2月28日付け25高経支第539号にて依頼を求められた、平成26年3月14日付け告示に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 事 案

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(名 称) ちより街テラス

(所在地) 高知市知寄町二丁目1番29号 ほか

(2) 変更しようとする内容

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ベスト電器本店

(変更後) ちより街テラス

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,415平方メートル

(変更後) 5,585平方メートル

(ウ) 駐車場の位置及び収容台数

位 置：建物配置図兼平面図に表示

収容台数：(変更前) 224台

(変更後) 271台

(エ) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置：建物配置図兼平面図に表示

収容台数：(変更前) 50台

(変更後) 95台

(オ) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置：建物配置図兼平面図に表示

面 積：(変更前) 112.0平方メートル

(変更後) 124.5平方メートル

(カ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置：建物配置図兼平面図に表示

容 量：(変更前) 54.6立方メートル

(変更後) 83.1立方メートル

(キ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業社名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|-------|------|
| 株式会社ベスト電器 | 午前9時 | 午後8時 |
| 株式会社大創産業 | 午前9時 | 午後8時 |
| 株式会社日産サティオ高知 | 午前10時 | 午後7時 |

(変更後)

| 小売業社名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|------|------|
| 株式会社ベスト電器 | 午前9時 | 午後8時 |
| 株式会社大創産業 | 午前9時 | 午後8時 |
| 株式会社日産サティオ高知 | 午前7時 | 午後9時 |
| 株式会社スリーエフ | 24時間 | |

(ク) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 駐車場①・③：午前8時30分から午後8時30分まで

駐車場②：午前9時30分から午後7時30分まで

(変更後) 駐車場①・②・③・④：午前6時30分から午後9時30分まで

駐車場⑤：24時間

(ケ) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

出入口数：(変更前) 6箇所

(変更後) 5箇所

位 置：建物配置図兼平面図に表示

(コ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①：午前6時から午後10時まで

(変更後) 荷さばき施設①：午前6時から午後10時まで

荷さばき施設②：24時間

(3) 大規模小売店舗を変更する日

平成26年10月21日

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 名称：株式会社ベスト電器

代表者：代表取締役 小野 浩司

住所：福岡市博多区千代六丁目2番33号

(イ) 名称：株式会社大創産業

代表者：代表取締役 矢野 博文

住所：東広島市西条吉行東1丁目4番14号

(ウ) 名称：株式会社日産サテオ高知

代表者：代表取締役 市川 和史

住所：高知市知寄町二丁目1番37号

(エ) 名称：株式会社スリーエフ

代表者：代表取締役 中居 勝利

住所：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。